

小諸市、佐久市(旧臼田町を除く)、立科町、軽井沢町及び御代田町の
『平成23年度除雪・凍結防止剤散布業務』受託希望者の皆様への
説明会開催のお知らせ

小諸市、佐久市(旧臼田町を除く)、立科町、軽井沢町及び御代田町の
『平成23年度除雪・凍結防止剤散布業務』受託を希望される皆様への説明会を次のとおり開催いたします。

- 1 日 時 平成23年 9月20日(火) 午前10:30~11:30(予定)
- 2 場 所 長野県佐久合同庁舎 4階 401号会議室
- 3 説明事項 小諸市、佐久市(旧臼田町を除く)、立科町、軽井沢町及び御代田町の平成23年度除雪・凍結防止剤散布業務について

長野県佐久建設事務所 佐久北部事務所維持管理課 維持係 (維持係長) 今井 士郎 (担当) 田川 智希 電話 0267-63-3173 FAX 0267-63-3128

<参考> 業務委託に参加する者に必要な要件

(1) 参加者に共通する要件

- 地方自治法施行令第167条の4の規定を準用しこれに該当しない者であること。
- 入札公告日から入札日までの間において、入札参加停止を受けていない者であること。
- 事業税、消費税及び地方消費税の未納税額がない者であること。
- 除雪業務実施要領に決められた作業を遵守出来る者であること。

(2) 工区毎に定める要件

- 法人にあつては発注者が定めた当該ブロック内に本店又は営業所を有する者、若しくは当該ブロック内において過去2年以上道路法上の道路の除雪業務の実績を有する者は、当該ブロック内の各工区の入札に参加出来るものとする。(車道除雪の業務実績を有する者は車道除雪及び歩道除雪の工区に、また、凍結防止剤散布の業務実績を有する者は凍結防止剤散布の工区の入札に参加できるものとする。)
- 個人にあつては、当該ブロック内に1年以上住居している者、若しくは該当ブロックにおいて過去2年以上道路法上の道路の除雪業務の実績を有する者は、当該ブロック内の各工区を受託できるものとする。(車道除雪の業務実績を有する者は車道除雪及び歩道除雪の工区に、また、凍結防止剤散布の業務実績を有する者は凍結防止剤散布の工区の入札に参加できるものとする。)

除雪業務実施要領

(目的)

この要領は、長野県建設部の発注機関の長（以下「甲」という。）が発注する車道除雪、歩道除雪及び凍結防止剤散布業務（以下「除雪業務」という。）に必要な事項について定め、受託者（以下「乙」という。）が適正かつ安全に業務を履行することを目的とするものである。

1 車道除雪及び歩道除雪業務について

- 第1 除雪作業は、甲からの出勤命令のほか、降雪が出勤基準に達し交通に支障がある場合に機械を出勤させること。
出勤時間は地域により異なるが、通勤通学並びにバスの通行に間に合うように除雪すること。
- 第2 除雪作業中は天候にかかわらず前照灯を点灯し、「除雪中」の看板を取り付けること。
- 第3 無登録機械は、必ず運転ナンバーを申請して取り付けること。
- 第4 運転者は、法令で定められた免許所有者及び車両系建設機械運転技能講習修了者に限ること。
- 第5 除雪機械には赤旗、発煙筒、ランプを備え付けること。
- 第6 助手は、除雪作業中の安全管理及び除雪機械の整備点検・給油脂・清掃作業にあたらなければならない。
- 第7 除雪機械を作業現場に運搬する場合は、舗装面を損傷してはならない。
- 第8 除雪作業の実施にあたっては、効率的な除雪に心がけると共に道路施設及び道路付属物（標識、ガードレール、カーブミラー等）を破損しないように努めること。

2 凍結防止剤散布業務について

第9 凍結防止剤散布業務は、甲からの出勤命令のほか、降雪、凍結等により交通に支障がある場合に行うものとする。

第10 運転者は、法令で定められた免許所有者に限ること。

第11 運転者は、次の事項に留意するものとする。

- (1) 夜間作業であって、降雪等により視界が狭く作業が困難なときは、作業車を低速にするとともに、パトロール車を先導または後続させる等により単独作業を避けること。
- (2) 深夜又は早朝作業であって、疲労が甚だしいときは、作業を中断して休養をとるよう心掛けること。
- (3) 作業中は、第三者に対してはできるかぎり迷惑を及ぼさないよう注意すること。
- (4) 作業車及び散布機械の無理な使用は避けること。
- (5) 運転者及び助手は、作業終了後作業車の清掃、点検を行い、何時でも使用できるよう整備しておくこと。

第12 助手は、作業中原則として作業車の助手席に位置し、作業の指示、通行車両に対する警戒指示及び誘導等を行うものとする。

3 作業報告及び業務完了届けについて

第13 乙は、除雪業務を実施した場合には、その都度交通確保状況及び機種別の機械稼働時間数を監督員に報告するとともに、別に定める作業日報、タスクメーター記録用紙及び写真を整理し、毎月10日までに前月分の業務に関する書類を甲に提出するものとする。